## 岡山市風致地区条例 許可基準に関するQ&A

建ぺい率について	風致地区条例による建ぺい率の制限に対して、角地緩和はありません。
壁面後退について	壁面後退の対象になるものとしては、外気に開放されている壁 及び柱を言い、ベランダ、開放廊下、階段、出窓、戸袋その他 これらに類するものの手すり又はその面、並びに、ポーチ・片 持ち屋根等の支柱です。
建物の高さについて	平均地盤面から建物の上端までの高さです。塔屋(機械室や排 水タンク等)も規模にかかわらず高さの対象となります。